2020年度 早稲田大学大学院法務研究科 学部3年次生特別入試枠 「人材発掘」入試 法学既修者認定試験 民事訴訟法 (出題の趣旨)

【出題の趣旨】

弁論主義と処分権主義(申立拘束原則)に関する基本的事例問題である。それぞれがどのような場面で問題になるか、具体的事案を通じて正確に理解しているかを問うものである。

問題1

1

第1訴訟の判決は、所有権に基づく明渡請求権に対して判断がされており、Xの申立事項に対する判断はされているが、それを基礎づける具体的事実について、当事者の主張には表れていない事実を認定して結論に至っていることから、弁論主義第1テーゼ(主張原則)に反しないかが問題になる。Aが甲建物を贈与した事実が主要事実に該当するとすれば、これが弁論において主張されていない限り、上記判決は弁論主義に反することになる。

2

第2訴訟においてXは、売買契約に基づく引渡請求権に基づいて乙建物の引渡しを求めているが、判決は、贈与契約に基づく引渡請求権の存在を認定して認容判決をしていることから、処分権主義(民事訴訟法 246 条、申立拘束原則)に反するのではないかが問題になる。これについて、実体法の請求権ごとに訴訟物が異なるという立場(旧訴訟物理論、実体法説)に立てば、申立事項を質的に逸脱した判決として処分権主義違反となるのに対し、一回的給付を求める地位が訴訟物であり、実体法上の請求権はその訴訟物を基礎づける法的観点とする立場(新訴訟物理論、訴訟法説)に立てば処分権主義違反の問題は生じないことになるが、弁論主義違反の問題として処理することになろう。

いずれの問題も、民事訴訟法の基本原理に関する問題である。基本原理と、それが問題になる 具体的事例を結び付けて理解することが重要である。

以上